

書
浅尾慶一郎環境大臣による除去土壌の利用についての放射線審議会への諮問に関する質問主意

提出者 阿部知子

浅尾慶一郎環境大臣による除去土壌の利用についての放射線審議会への諮問に関する質問主意

書

二〇一一年に成立した、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以後、特措法）は、第一条で「人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減すること」を目的に掲げている。第二条第四項で定義されている「除去土壌」は、二〇一四年に成立した中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以後、JESCO法）に基づいて、現在、福島県の大熊町と双葉町に設けられた中間貯蔵施設に集中保管されている。

また、JESCO法第二条第四項で「中間貯蔵」とは、「最終処分が行われるまでの間、福島県内除去土壌等について福島県（環境省令で定める区域に限る。）内において除去土壌等処理基準に従って行われる保管又は処分をいう」と定義され、同第三条で「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」としている。

そして、本年十月二十三日に、浅尾慶一郎環境大臣（以後、大臣）は、この中間貯蔵された除去土壌に関して、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ

れた放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（諮問）」（以後、諮問）を放射線審議会に対して行った。

この諮問に関連して、以下政府に対し質問する。

一 環境省は二〇一六年に発表した「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」をもとに、「必要な規模の最終処分場の確保等の観点から実現性が乏しい」として全国の公共事業等で「再生利用」したい考えだと理解している。

ア しかし、国がJESCO法で自治体や元の地権者に約束したのは、全国の公共事業等で再生利用ではなく、「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分」することではなかったのか。

イ 本年十二月五日に超党派議員連盟「原発ゼロ・再エネ100の会」（以下、ゼロの会）における会合で、JESCO法で定めたとおりに、三十年以内に福島県外で最終処分ができる見込みがなければ、改正法案を提出すべきではないか等を問われると、環境省は、「再生利用」は「福島県外で最終処分を完了するために必要な措置」であると回答した。法律制定時に説明のなかった行政行為を「必要な措置」の言葉に包めて、行政裁量で進めることは、厳格に抑制すべきであると考えるが、大臣はどう考える

か、大臣自身の言葉で見解を示されたい。

ウ 「必要な措置」とは「再生利用」であるとの説明を、関係自治体、中間貯蔵施設の元の地権者達、および国民に対して、いつどのように説明し、了解を得たのか。それぞれ具体的に明らかにされたい。

二 諮問に記された諮問事項のうち、「再生資材化した除去土壌の利用（復興再生利用（※1））」については、（※1）で「東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）すること」との説明がついている。

ア この諮問事項で述べているうち、「再生資材化」、「実施や管理の責任体制」、「適切な管理」とは何を示し、その言葉はどの法律で定義されているか。

イ 環境省は、こうした言葉をガイドラインで定めるとの説明を行っているが、ガイドラインで定めた「再生資材化」、「実施や管理の責任体制」、「適切な管理」に反する行為が行われた場合に、たとえば、一住民がその違法性を告発するための法的根拠はどこにあるか。

ウ 本年十二月十日に開催された放射線審議会で、甲斐会長から「ガイドラインの拘束力」について質問され、環境省は「復興再生利用については除染実施者がやる。環境省や自治体だから、一定程度の拘束力は持つ」と回答を行った。一定程度の拘束力とは何か。

エ 国や自治体の公共事業であっても、物理的に事業を行うのは民間の請負業者である。「再生資材化」、「実施や管理の責任体制」、「適切な管理」がガイドラインにしか書かれておらず、そのとおり再生利用が行われなかった場合に、原状回復の指導や命令を行う権限は誰にあるのか。

三 諮問に記された諮問事項のうち、「復興再生利用によって一般公衆の受ける実効線量が一年間につき一ミリシーベルトを超えないものとして環境大臣が定める放射能濃度※2」については、「※2 法第一条に規定する事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が、八千ベクレル毎キログラム以下であることとする」と説明されている。

ア 「セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が、八千ベクレル毎キログラム以下であること」を誰がどう管理するのか。目に見えない放射能濃度を国民、特に周辺住民はどのように確認できるのか。

イ いわゆる原子炉等規制法においては、原子力施設等の解体で発生するコンクリート破片や金属くずを放射能汚染物質としてみなさず再利用できる基準（クリアランスレベル）は、セシウム百三十四及びセシウム百三十七についての放射能濃度の合計は百ベクレル毎キログラム以下と定められている。復興再生利用の名で八千ベクレル毎キログラムが利用された場合、環境省の「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」に提出された資料によれば、八千ベクレル毎キログラムの汚染土壌が百ベクレル毎キログラムにまで減衰するのに約百九十年かかるが、その間、「実施や管理の責任体制」、「適切な管理」をどのように保つつもりか。その法的な拘束力をどのように担保するのか。

ウ 十二月五日のゼロの会における質疑で、復興再生利用にかかる費用は、除染と同様、汚染者である東京電力が負担するのかとの問いに、環境省は、特措法第四十四条第一項で、「当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする」とされていると回答した。その「負担」には、再生資材化、覆土、請負事業者（元請・下請・孫請）の経営者および作業員に向けた放射線防護（住民、作業員）対策やその教育コスト、および運搬コストも含まれているのか。

エ 経済合理性や国民への説明責任が求められる公共事業で、このような負担増について、これまで、国

会や国民に対して、明確に説明を行ってきたことはあるか。

四 諮問は、特措法の規定に基づく「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第六条の規定に基づき意見を求めたものである。同法の目的（第一条）は、「放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ること」とされている。除去土壌の利用の基準と、クリアランスレベルは八十倍もの開きがあるとの批判に対して、環境省は「管理」するからと批判をかわしてきたが、「基準の斉一を図る」ことを確保するための具体的な法的な根拠はどこにあるのか。

五 二〇二一年五月二十三日に開催している理解醸成のための「福島、その先の環境へ。対話フォーラム」は読売新聞社が後援し、その後、紙面で大きく広告記事を書いている。この報道機関への後援料や委託料は払ったのかどうかを明らかにされたい。

六 再生利用事業の理解醸成のために、広告代理店および報道機関が関わった事業は、いつから開始され、本年度までに各年でどれぐらいの支出があるのか可能な限り明らかにされたい。

右質問する。